

埼玉県日本中国友好協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、友好県省を締結している中華人民共和国山西省を中心とした国際交流の推進を図るため、埼玉県日本中国友好協会(以下「協会」という)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる経費は、協会事業に要する経費とし、補助額は、知事が定める。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年度定めるものとする。

(添付書類の省略)

第4条 規則第4条第2項各号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(概算払い)

第6条 知事は、必要があると認める場合には、この要綱に定める補助金について概算払いの方法により支払うことができる。

(状況報告)

第7条 協会は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の年度内とする。

(額の確定通知書の様式)

第9条 規則第14条の補助金の額の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

りとする。

(書類の整備等)

第10条 協会は、補助事業に係る収支及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 協会は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

付則

この要綱は、平成6年1月21日から適用する。

付則

この要綱は、平成21年1月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

様式第1号（第3条関係）

埼玉県日本中国友好協会事業費補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

（住所）

特定非営利活動法人
埼玉県日本中国友好協会
会 長

下記により埼玉県日本中国友好協会事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|-----------------|--------------------|------|
| 1 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の交付方法 | 精算払い | 概算払い |
| 3 補助事業の名称 | 埼玉県日本中国友好協会事業費補助事業 | |
| 4 補助事業の目的及び内容 | | |
| 5 補助事業に関する事業計画書 | | |
| 6 収支予算書 | | |

様式第2号（第5条関係）

埼玉県日本中国友好協会事業費補助金交付決定通知書

国際 第 号
令和 年 月 日

特定非営利活動法人
埼玉県日本中国友好協会
会 長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県日本中国友好協会事業費補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第7条の規定により、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法
- 3 その他 実績報告書は令和 年 月 日までに提出のこと

様式第3号（第7条関係）

埼玉県日本中国友好協会事業費補助金実績報告書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

特定非営利活動法人 埼玉県日本中国友好協会
会 長

令和 年 月 日付け国際第 号で交付決定通知のあった、
埼玉県日本中国友好協会事業費補助金については、下記のとおり補助事業が完
了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係
書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称 埼玉県日本中国友好協会事業費補助事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 4 補助事業の成果
- 5 収支決算書

様式第4号（第8条関係）

埼玉県日本中国友好協会事業費補助金額の確定通知書

国際 第 号
令和 年 月 日

特定非営利活動法人

埼玉県日本中国友好協会

会 長 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け国際第 号で交付決した、埼玉県日本中国友好協会事業費補助金については、下記のとおりその額を確定する。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |